設計変更理由書

神戸市

工　事　名	高丸橋他１橋補修工事

契約変更後の工事概要

高丸橋：橋梁補修工　１式　　現場塗装工　１式　　仮設工　　１式
東高丸橋：橋梁補修工　１式　　現場塗装工　１式　　仮設工　　１式

設計変更の理由

（１）　現地精査の結果、高丸橋・東高丸橋の A1 橋台支承に破損及び老朽化が発見されたため、支承取替工　12 箇所を増工する。

（２）　現地精査の結果、高丸橋の主桁、受桁等の塗装に新たに腐食が発見されたため塗装塗替工 A＝400 ㎡を増工する。
また塗装塗替工に先立ち既設塗料溶出試験の結果、高濃度の鉛が検出されたため剥離カス処分費 15 ㎥を増工する。

（３）　東高丸橋の接続道路、高丸商大線の舗装に破損及び老朽化が発見されたため、舗装打換工 A=200 ㎡を増工する。

（４）　（２）橋梁塗装塗替工事に伴い、「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」の通知に基づき、環境対策資機材及び安全衛生保護具を増工する。